

健長第816号
令和2年5月14日

各高齢者福祉施設管理者 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎



新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく
緊急事態措置の終了及び今後の協力要請について（依頼）

日頃から、本県の高齢者福祉施策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく国の緊急事態宣言を受けて、本県で実施して参りました緊急事態措置について、これまで、皆様には、御理解と御協力をいただき、改めて感謝申し上げます。

この度、緊急事態宣言の実施区域から山梨県が解除されたことから、5月14日をもって、本県の緊急事態措置は終了となりますが、今後につきましては、依然として、新型コロナウイルスの感染が散発的に確認されるなど、引き続き、感染の拡大防止を図る必要があることから、改めて、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、5月15日から5月31日までの間、別添のとおり、感染拡大防止対策への協力を要請いたします。

皆様におかれましては、引き続き、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、感染症防止対策の徹底の協力要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

福祉保健部健康長寿推進課

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

e-mail : chouju@pref.yamanashi.lg.jp

FAX : 055-223-1469

・介護サービス振興担当

TEL : 055 (223) 1455

・介護基盤整備担当

TEL : 055 (223) 1451